

4 健康管理

保健室

保健室では、ケガをしたときや体調が悪くなったときの応急処置を行っています。『薬事法』により薬は置いていませんので各自準備してください。

また、保健室でのベッドの使用は最大60分です。治らない場合は帰宅をすすめます。必要に応じて医療機関を案内します。
(P82に近隣の医療機関の案内を掲載してあります)

治療中の病気がある場合や、長期の病気欠席をする場合・配慮を必要とする場合には、健康管理のために保健室にお知らせください。

(AED 設置場所は P22 参照)

健康診断

毎年、4月はじめに定期健康診断を実施しています。

定期健康診断は、学校保健安全法により全学生が受診するきまりになっています。

健康診断の結果は受診者全員に通知し、長津田厚生総合病院の学校医の指導のもとで健康管理を行っていきます。

本学の健康診断を受診しなかった場合には、医療機関で健康診断を受診し、結果を保健室へ提出してください。なお、その場合の費用は自己負担となります。

学校感染症にかかってしまった場合は

■学校感染症にかかったら

学校保健安全法施行規則第 18 条に「学校において予防すべき感染症」（学校感染症）が以下のように分類され、第 19 条に「出席停止期間」について定められています。

次の表の学校感染症に罹患した場合は出席を停止します。登校せず、速やかに学務課(045-963-4074) または、保健室(045-963-4072)まで電話で連絡してください。

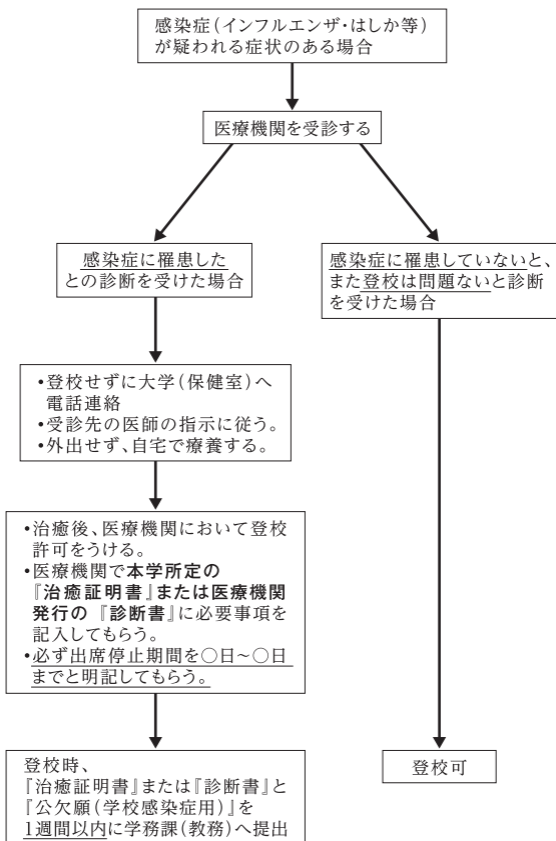
■学校感染症と出席停止期間

種 類	疾 患 名	出席停止期間
第 1 種 学 校 感 染 症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1) ※1	治癒するまで
第 2 種 学 校 感 染 症	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第 3 種 学 校 感 染 症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症など ※2	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 1 「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は第 1 種の感染症とみなします。

※ 2 その他の感染症とは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生、流行の様態等を考慮し、学校医の意見を聞いた上で判断します。

■出席停止の手続きの流れ



※本学所定様式の『治癒証明書』『公欠願(学校感染症用)』は、学務課・保健室にあります。
また、大学ホームページからダウンロードできます。

健康診断証明書

就職活動・進学・介護体験等で健康診断証明書が必要となる場合があります。

本学の健康診断を受診している場合には、健康診断証明書を発行することができます。発行を希望する学生は、学務課（教務）で申請書を記入し、手数料納付の上、保健室へ申請してください。発行は申請から2日後です。

遠隔地被保険者証

自宅外通学者は、「遠隔地被保険者証」を手元に置きましょう。

これは、家族の保険証から自分の分だけを分離証明してもらうものです。保険証のコピーでは保険診療を受けることができません。

手続きの方法は、国民健康保険の場合には住所地の市区町村役所の保険課へ、社会保険の場合には健康保険組合または社会保険事務所へお問い合わせください。

学生教育研究災害傷害保険（学研災） 学生教育研究賠償責任保険（学研賠）

本学では、「学生教育研究災害傷害保険」、「学生教育研究賠償責任保険」の2種類の保険に加入しています。

この保険は、大学の正課中・学校行事中・課外活動中・通学中等における不慮の事故により身体に被った傷害や他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物を損壊、滅失に対する保証制度です。入学時に配布された「学生教育研究災害傷害保険のしおり」「学生教育研究賠償責任保険のしおり」は、よく読み保管してください。

もしも、キャンパス内または通学中において、ケガをしたり事故にあった場合、他人の物を損壊した場合には、保健室へ報告し、この保険の対象となるかを確認してください。

喫煙について

健康増進法により大学の敷地内は原則禁煙です。

ただし、屋外の指定喫煙場所でのみ喫煙できます（指定喫煙場所以外は禁煙です）。

また、敷地外（近隣）でのマナー（歩行喫煙やポイ捨て等の禁上）についても注意してください。

指定喫煙場所マップ Smoking Area Map



- ・未成年者の喫煙は、法律で禁じられています。
- ・大学は、神奈川県受動喫煙防止条例の第1種施設（敷地内禁煙）です。

HIV・エイズについて

HIV感染者は年々増え続けています。まずは正しい知識を持ち、予防しましょう。保健室には、HIV・エイズに関するパンフレットを用意しております。ご自由にお持ちください。

また、HIVに感染してしまった場合、エイズの発症を遅らせる薬はありますが、HIV・エイズを完全に治す薬はありません。感染してもすぐには自覚症状がないため、感染していることに気付かないケースも多いのです。このため、HIV検査による早期発見がとても重要です。HIV検査は、保健所等において匿名で受けることができます。